

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

東京オリンピック柔道で2連覇を成し遂げた大野将平。豊に寝転び、天井を見上げ、負けた時のイメージを刻みました。自分を追いつめ、我慢強く戦い続け、自分を超えていくことにより重圧をはねのけるためです。「自分は何者なのかということを確認するため、証明するために戦うことができました」という言葉にスピードスケートの小平奈緒が心を打たれました。

お互いの胸に去来するのは、周囲の期待やプレッシャーという恐怖から離れた自分を証明する純粋な姿勢なのでしょう。

## 私の書棚より

○会社の目的は、利益、社会貢献、永続性です。顧客が「購入したい」「利用したい」と思うような高品質の製品やサービスを創出することです。それに伴って利益が生じる。社員に十分な報酬を支払うことで働く意欲が高められます。

○大量生産から多品種少量生産に切り替えれば、対象の市場は小さくても少ない投資で採算がとれます。投資が少なければ同時にリスクも小さくなるので、中小企業が競争力を持ちます。

「会社がなくなる！」  
丹羽宇一郎著 講談社現代新書

## 税務アンテナ

□増資を行う際に、株主間の出資割合に応じない場合や、第三者割増資を同族会社の親族等の間で有利な発行価額で行われる場合には、その価額が著しく低い対価でなされたものとみなされると、株主間で当たりの価値の移転が発生し、贈与税が課税されます。

著しく低い対価の対価に該当するか否かは、当該財産の譲受けの事情、譲受けの対価、譲受けに係る財産の市場価額、財産の相続税評価額などを勘案して社会通念に従い判断されます。

□低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除 100万円は、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間において、都市計画区域内にある一定の低未利用土地等を500万円以下で売った場合に適用できます。

ただし、売った土地等が、売った後に利用されていること又は利用される見込みであることを証明する書類の添付が必要となります。

又、法人や個人が平成21年、22年中に購入した土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除1,000万円も確定申告をすることにより適用できます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請
30日	○9月決算法人の確定申告 ○4年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、4年4月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『出来ないと言い切るためにはあらゆる可能性を探さなければならない』 by 島秀雄